

大和市青少年センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月16日

大和市教育委員会

教育長 柿本隆夫

大和市教育委員会規則第2号

大和市青少年センター条例施行規則の一部を改正する規則

大和市青少年センター条例施行規則（平成8年大和市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の各号」を削り、同項第1号を次のように改める。

(1) 毎月第3月曜日

第3条第1項中「午後9時30分」を「午後9時」に改め、同項ただし書を削る。

第4条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、当該各月の1日が日曜日、月曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たる場合は、その翌日以降の最初の日曜日等でない日から受け付けるものとする。

第7条第5号中「動物」の次に「（身体障害者が利用する場合において同伴する身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬で、同法第12条第1項に規定する表示をしたものを除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。